

志木市条例第 25 号

志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年志木市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「をいう。）」の次に「若しくは中核市（同法第 25 条の 22 第 1 項に規定する中核市をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。